

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日 (金) 第 400 号 の 15



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

### 規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 2
- 法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 5

## 規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第26号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 15 の 項 中 「 中 央 児 童 相 談 所 」 の 次 に 「 , 北 部 児 童 相 談 所 」 を 加 え , 同 表 30 の 項 を 次のように改める。

30 大島支庁総務企画部総務企画課及び計量検定所に勤務する計量検定の業務に従事する職員	作業服 (上下)	1 着	1 年
	安全靴	1 足	3 年

別表第 1 の 54 の 項 中 「 3 着 」 を 「 1 着 」 に 改 め る 。

別表第 2 中 38 の 項 を 39 の 項 と し , 28 の 項 から 37 の 項 ま で を 1 項 ず つ 繰 り 下 げ , 同 表 27 の 項 中 「 25 の 項 及 び 26 の 項 」 を 「 26 の 項 及 び 27 の 項 」 に 改 め , 同 項 を 同 表 28 の 項 と し , 同 表 中 26 の 項 を 27 の 項 と し , 25 の 項 を 26 の 項 と し , 同 表 24 の 項 中 「 22 の 項 及 び 23 の 項 」 を 「 23 の 項 及 び 24 の 項 」 に 改 め , 同 項 を 同 表 25 の 項 と し , 同 表 23 の 項 を 同 表 24 の 項 と し , 同 表 22 の 項 中 「 限 る 。 」 の 次 に 「 及 び フ ラ ワ ー セ ン タ ー 」 を 加 え , 同 項 を 同 表 23 の 項 と し , 同 表 21 の 項 の 次 に 次 の よ う に 加 え る 。

22 大島支庁農林水産部農政普及課特殊病害虫係に勤務し,現場作業に従事する技術補助員	作業服 (上下) 又は白衣	1 着	1.25 年
--	---------------	-----	--------

附 則

この規則は,令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第27号

職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の調整額に関する規則(昭和 32 年鹿児島県規則第 76 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 ことども総合療育センターの項中「保育士」を「集団療育の業務に従事する職員(1)から(4)までに掲げる者を除く。)」に改め、同表中央児童相談所の項の次に次のように加える。

北部児童相談所	心理判定の業務に従事する職員	2
---------	----------------	---

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の特別調整額に関する規則(昭和 35 年鹿児島県規則第 90 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中 「副教育長  
教育委員会が指定する参事」 を「教育委員会が指定する参事」に改める。

別表第 2 中 「教育次長」を 「副教育長  
教育次長」 に改める。

(初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第 3 条 初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和 60 年鹿児島県規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 アの表 4 級の項中 「県税徴収対策官  
徴税指導対策官」 を「県税徴収対策官」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県規則第 28 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則(昭和 35 年鹿児島県規則第 98 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「中央児童相談所」の次に「、北部児童相談所」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県規則第 29 号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則(昭和 60 年鹿児島県規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 9 条第 4 項に規定する受給期間延長通知書」を「第 9 条第 5 項又は第 9 条の 4 第 3 項の規定により受給期間延長等通知書」に改める。

第 9 条第 1 項本文中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「受給資格証を添えて」を「医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条及び第 9 条の 4 において同じ。)を添えて」に改め、同項ただし書中「受給資格証を」の次に「添えて」を加え、同条第 2 項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第 3 項中「に規定する」を「の」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「、その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第 1 号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した

受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項第 2 号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「に規定する」を「の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「するとともに」を「する。この場合（第 1 項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項の申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 2 項ただし書の場合における第 1 項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかつたことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えて行わなければならない。

第 9 条に次の 2 項を加える。

7 第 1 項の申出及び前項の規定による届出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に第 1 項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

8 第 1 項ただし書の規定は、第 6 項の場合について準用する。

第 9 条の次に次の 3 条を加える。

(条例第 9 条第 4 項の規則で定める事業)

第 9 条の 2 条例第 9 条第 4 項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して 30 日を経過する日が、条例第 9 条第 1 項に規定する雇用保険法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第 23 条に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めたもの

(条例第 9 条第 4 項の規則で定める職員)

第 9 条の 3 条例第 9 条第 4 項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 条例第 9 条第 1 項に規定する退職の日以前に同条第 4 項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他条例第 9 条第 4 項に規定する事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認めた職員

(支給期間の特例の申出)

第 9 条の 4 条例第 9 条第 1 項に規定する退職の日後に同条第 4 項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が行う同項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他これらの職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第 9 条第 4 項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2 箇月以内にななければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第 9 条第 1 項に規定する退職の日後に同条第 4 項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書を交付する。この場合（第 5 項の規定により準用する第 9 条第 1 項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けた場合を除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付する。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項

を記載した上、返付する。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつた場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第 9 条第 4 項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

5 第 9 条第 1 項ただし書の規定は第 1 項及び前項の場合について、同条第 3 項及び第 4 項の規定は第 2 項ただし書の場合における特例申出について、同条第 7 項の規定は特例申出及び前項の場合における届出について準用する。

別記第 6 号様式中「第 9 条関係」を「第 9 条, 第 9 条の 4 関係」に, 「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に,

「

③ 職業に就くことができない理由	
------------------	--

」

を

「

③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠, 出産, 育児, 疾病, 負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため  具体的理由 ( )
----------------	---

」

に, 「③の」を「③のイの」に,

「

⑤ 職業に就くことができない期間	年 月 日から 年 月 日まで
------------------	-----------------

」

を

「

⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで
-----------------------------	-----------------

」

に, 「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項・第 9 条の 4 第 1 項」に改め, 同様式注意事項 1 中「「職業に就くことができない期間」とは, ③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで, その」を削る。

別記第 7 号様式中「第 9 条関係」を「第 9 条, 第 9 条の 4 関係」に, 「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に,

「

受給期間延長の理由	
-----------	--

」

を

「

受給期間延長等の理由	イ 妊娠, 出産, 育児, 疾病, 負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業を開始等したため  具体的理由 ( )
職業に就くこと	

」

ができない期間 又は事業を実施 する期間	年 月 日から 年 月 日まで
----------------------------	-----------------

に、「延長後」を「延長等後」に、「第 9 条第 4 項」を「第 9 条第 5 項・第 9 条の 4 第 3 項」に、「延長する」を「延長等する」に改め、同様式注意事項 2 中「受給期間延長申請書」を「受給期間延長等申請書」に、「職業に就くことができない」を「申請書を提出する」に、「又は職業に就くことができない」を「又は受給期間延長等の」に改める。

別記第 12 号様式中

(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 25 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練	5 雇用保険法第 6 条第 5 号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
--------	----------	--------------------------------	-------------------------------	--	---

を

(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第 13 条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 25 条第 1 項の計画に準拠した同項第 3 号に掲げる訓練	5 雇用保険法第 6 条第 5 号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練
--------	----------	--------------------------------	-------------------------------	--	---	---

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の鹿児島県職員退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）に規定する様式による書類は、改正後の鹿児島県職員退職手当支給規則に規定する様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

.....

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 30 号

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

法律又は条例の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和 4 年鹿児島県規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

本則第 4 号中「（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 7 項において準用する場合

を含む。)」を削り，本則中第 33 号を第 34 号とし，第 22 号から第 32 号までを 1 号ずつ繰り下げ，第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 鹿児島県青少年保護育成条例（昭和 36 年鹿児島県条例第 65 号）第 26 条の 3 第 1 項  
附 則

この規則は，公布の日から施行する。